

公事根源集釋

中

坊

冊一 數部	昭和 年 月 日	第	部
		三	八
三		部	之部
		冊	號

滋賀縣立膳所中學校

坊
目
録

門
函

1353
vol 2

八形 梳具也。釋日本紀云人形者所謂素戔嗚尊之繼嗣拔手足之凡贖其罪身代之義也

靈所七瀬。拾芥六靈所六カガリ子仁治三四ノ在成説注付之

...

中津門大炊津門一系乃丁多二終と七

瀬ははし之陰陽師人形と奉る至之沖い

きとけ沖力とありてあり一終の敵之法

ゆはみ法ありれ川原小じよくくりし道

いまし御極也とありてありてありてあり

さししししししししししししししししし

海月小靈雨七瀬乃御後とありてありてあり

ありてありてありてありてありてありてあり

川乃也

三六 火災御祭

...

あはれ月ししししししししししししししし

おこりし大事とありてありてありてありてあり

董伸飾の祭書とありてありてありてありてあり

三九 代厄御祭

毛も月しししししししししししししししし

しししししししししししししししししししし

せししししししししししししししししししし

二月

四 釋奠

丁日

是の年小しししししししししししししししし

○學令集解云開元令
云釋奠為中祀州縣釋
奠亦准小祀例神護景
雲二年七月廿日官符
云應改孔宣父為文
宣王事右得式部省解
儀大學寮解儀助教正
六位上藤原大丘謀傳
天平勝寶四年大丘隨
使入唐問先聖之遺風
膠庠之餘列國子監有
西門題曰文宣王廟時
國子學生程覽告大丘
曰今主上大崇儒範道
改為王鳳德之徵于今
至矣然准舊典猶稱前
只誠崇崇德之情失致
敬之理大丘庸闇聞斯
行請敢陳管見以請明
斷者勅号文宣王今依

新課部請省裁者案解
狀理須必然方行其敬
合旌祇德後天奉天時
蓋謂此乎仍顯改由請
官裁者官議奏聞奉勅
依奏
○續日本紀廿九三三此
事
異國ヲ渡テ○江次第
重書或說曰吉備大臣
入唐持弘文館之書像
來朝安置大宰府學業
院大臣又命百濟畫師
奉圖彼本置大學寮云

一國公と先聖といふ孔子は先師と曰ふ
孝と漢唐本宗貞觀二年小改く先聖先
師といふ孔子執回とすといふ又神護景雲
二年孔宣父といひく文宣王といふといふ
仁格ふかしくあり今大學寮小祀に先奉る孔子
十哲の叙は異國より渡て我朝累代の
如くして傳ふるべき也

聖日祭
上申日

是月二月十一日小約り先未の日使に
行を傳る中少將は此を尊聖日祭と

一、新課部 官人指撥カをく舞人法イを
法イに無名門の主人小ありて奉るは
奏と舞人もはけ録いふと花人いで
法イありらき一月より後小當日あり
法イに因付ひ小花人於車奉らるとは辨
法イ小なるくひ小清和天皇自
觀元年十一月九日此祭ありとす
春日回前大御神とす奉るは才一徳神
殿の武甕槌命才二神殿の武甕槌命才
三神殿の天津彦根命才四神殿の

五十六代

○全集解釋云伊謝川社祭大神氏宗定而祭不宗者不祭即大神族類之神也

○大和國添上郡率川坐大神御子神社三座率川阿波神社

今按率川坐大神御子神率川阿波神皆率川社トスヘシト一社率川一社三枝ト心得ハキカ

まは月一満乃祭平祭はまづりりふは
し乃申け日使と發遣とて新羅記に
たを

里 率川祭 上酉日
前春日社西二十三町率川明神也

ひ祭の春日祭乃あく新日たこおとら神祇
令小のよとる三枝祭と同しとては
ててらなり藤氏南家れは乃率川
徳社の若大臣是公た建立といりり
き事ハキカ三枝祭れ下りのとら

里 園 韓神祭 上丑日
中丑日云若有一
丑者用上丑

此神宮内省ニシス古車談第五園韓神社者本即坐大内跡而遷都之時造宮之使等可移他所云于時詭宣云猶坐此處奉護帝室仍坐官内省内云云
○西官記西宮左大臣高朋公作
○北山抄四糸大納言公任作
園神不講
韓神大年神之子也見舊事紀第四古事記二卷

け二神多之内省り備一まは也延原遷都
都は時造之使他下小う侍しとてまら
せとせし小く此下小く神口と備
ありたてしはとんと徳宮もさ延喜式小
園神一座韓神二座とのまら祭祭を
年小一とび二月と十月と也との祭内侍
ひし儀式なりとらあさ事冬西又北山江
次第居りけ書小の物とら

里 大原野祭 上卯日

是と年小とらびなりは神社の祭とれ備

○名目抄云行啓、謂皇有
宮皇后等御出也

太神宮以下

○延喜式第一四時祭
上祈年祭神二千一百
三十二座 國司祭祈
年神一千三百九十五
座

祈年

○詩經雲漢篇祈年、孔
鳳集註祈年、孟春祈穀
于上帝、孟冬祈來年、于
天宗是也

白猪白鷄 ○式云御歲
社加白猪白鷄各一
○西宮勅物云左右京
進白鷄、近江進白猪、

いづれが語りんくは、皇天日乃乎社と、代々子
く都らうと、前小うは、くをくは、
大原野乃の、大徳天皇羊号、
仁壽元年二月より、く、
を、
辨内侍を、く、
四日、
是を大神之、く、
満は、
着、

國も年こい、
く、
て、
乃、
四年二月小、
手、
國、
十一日、
上、

上六ノ二イナメトヨム

○西寄馬四二式
 ○西寄馬四二式
 ○西寄馬四二式
 ○西寄馬四二式

二月七日... 儀式... 御忌日... 八月十七日
 二月七日... 儀式... 御忌日... 八月十七日
 二月七日... 儀式... 御忌日... 八月十七日
 二月七日... 儀式... 御忌日... 八月十七日

吉祥院三ノ八講了リ○八
 講料所加賀國不登家
 長者記云加賀國富基
 庄号柴山庄 件庄者自
 古無主荒廢之地也雖
 然依有仁者樂山之因
 緣申請官旨令施入神
 領永爲法華八講料所
 云云文曆二年八月廿
 三日 大學頭前高野

二月乃女... 御忌日... 八月十七日
 二月乃女... 御忌日... 八月十七日
 二月乃女... 御忌日... 八月十七日
 二月乃女... 御忌日... 八月十七日

廿二社
 ○廿二社次第第二至廿
 二社由來事
 村上天由康保三年霖
 雨經月八月廿一日被
 奉官幣於十六社
 伊勢 石清水 賀茂
 上 松尾 平野 稻荷
 下 春日 大原野 大神

春日 大原野 大神
 松尾 平野 稻荷
 伊勢 石清水 賀茂
 奉官幣於十六社
 雨經月八月廿一日被
 村上天由康保三年霖

石上 大和 廣瀬
龍田 住吉 丹生
貴布祿

一條院正曆二年炎旱
送自萬物變遷六月廿
四日加吉田廣田北野
三社被奉官幣於十九
社吉田廣田北野次第
事爲住吉之次丹生之
上由宣下

同五年二月十七日祈
年穀之日加梅宮被奉
官幣於廿社梅宮事可
爲住吉之次吉田之上
由宣下

長德二年二月廿五日
被奉臨時官幣之日加
祇園爲廿一社
後朱雀院長曆二年八
月十八日被奉官幣之

日加日吉社爲廿二社
日吉事可爲住吉之次
梅宮之上由宣下

の一代一度仁王會見
江次第十五

冬中細言賀茂平野松尾春日名宰相在
卯の卯田位六位乃つゝしなり力一社との
宣令下あり伊勢名花田久馬雲氣松尾の
折其外冬之方黄たつ房小少く天武天皇
累年法社一幣派奉る也天武天皇
六月年穀之日羅んたあ十一社小奉幣
ありしあり

甲九 藤時仁王會

長日と云々びく初りて武右三月なり大花
殿紫宸殿清涼殿なりては事あり仁王後

爾般若經法海寺一尊しと入り初家法
御新時爲なり歟此天皇六年二月一
仁王會あり聖武天皇御新時六年六月
元年なり藤原八尊七通ありて初時
まゝ一代一度時大仁王會とて事あり
し也此後二代一度ありてことなりし事な
り

壬 恒録宣

是乃奉公時等よりて難長百宿より福と
後少事なり一上陣の屋小つとて恒録

○江次第裏書云奉御
讀經春秋二季請百僧
於南殿讀大般若經

江次第云上古被奉
御燈之時貞觀北山靈
巖寺邊供之貞觀初月
林寺後圓
成尋東流水於其上
行

二月一日御上事

由御被也孫廂ハシ
廿三日御燈奉多
三北向御座是二枚
是二
御頭間南燈燭ノ
繩ヲ又ス出御ハシ頭御
贈物モミ入參五位藏人
役送入配膳人形ヲモ敬ホ
モ心得ル也宮主長橋
モトニ跪テ御被奉配膳

此文と凡そ大辨因縁成り其外は
事なり文武天皇大嘗会子八月十六
日下之如大嘗省よりりて縁を
ある一應事成り其日と云々
三月

五十一
季御讀經

内裏日本紀二十一

二月八月小大般若經以百敷之
四月八日奉之廿二日之
茶と給ふ事有之平元子四月八日
之

是のりり

三月

三
御燈

二日

是の天子法小斗ハシ焼の奉り給ふ事
小山雲岩寺今西賀茂有故迹七月十六日燒舟形炬山是也
延喜式第三十六

小御上ハシ事之令御燈ハシ候事
名曰妙見處於御浮提東星中最高神仙中之仙菩薩之大將首
諸菩薩願濟諸眾生
一乘院乃御記ハシ也凡そ

禁秘抄近代由後也自一目難進不供魚等僧尼服等同他神事御燈之後供魚等
中御燈ハシ候事

公事根原

○季太白春夜宴桃李園亭云飛羽騰而醉月

○漢書外戚傳孝武衛皇后傳云帝被霸上遷

孟康曰被除也於霸水上自被除今三月上已

被禊也師古曰被音廢禊音系

幽王

○十節錄云三月三日

蘇餅何意周幽王淫亂

蘇臣怨苦于時設河上曲水宴或人作草餅奉

幽王上嘗其味為美也王云是餅珍物也可獻

宗廟周世大治遂致大

平後人相傳作蘇餅三

月三日進于祖靈草餅

之與此始

○今按此十節錄故事

非也幽王周世惡王

三周ノ世ノ衰ヲ幽王

ヲ始ニ草餅ハ幽王ニ始

非ニ草餅ハ鼠麴草餅

也本草陳藏器曰荆楚

歲時記云三月三日取

河女小待と化とされ重とよとのこころ也

持鴈汰蘇ヒナとよとわふとけ軍やとるべし

又と已ほりてへとて人との東流物あよ

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

あざり又あ蘇餅と二月二日一團とてとて

周あざりの事たつらあよとてとてとてとて

えとてとてとてとてとてとてとてとてとて

五十四 藥師寺寂勝會 七日

長七年とてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

五十五 石清水除時祭 申午日 江吹巻

三月三日此らの奉納は蘇人使蘇人など

とてとて中折辰乃日試樂乃事有御殿は油

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

授戒三月中吉日擇テ
行公一也給芥穂了
鑑真和尚事續日本紀
元亨釋書宋高僧傳東
征傳等見奇

東征傳云於盧舍那殿
前立戒壇天皇初登壇
受菩薩戒次皇后皇太
子亦登壇受戒率沙弥
蓋修等四百四十餘人
受戒又舊太僧靈福賢
環志忠善順道縁平徳
忍基善謝行潜行忍等
六十餘僧捨舊戒重受
和上所授之戒後於大
佛殿西別作戒壇院即
移天皇受戒壇土禁作
之

○清涼殿御帳間了御
帳四面有儿帳惟夏生
以胡粉畫葦雀各朽木
形見建曆御記

〔E上〕の女官飾鉢ヒト六
更衣ヒト五テ世ウカラスメ
シライタレニモカサ子ラレ候
又ニヒトエ事夏ハ紅或ハ
コキ引キ也

壬戌 東大寺授戒 延喜式凡授戒者每年三月初十日行
之月内令軍其應行事之省寮綱所司
受一 交名當月五日進官

是の二子小一度も孝懐する皇太子平勝
六子唐の鑑真和尚はくし乃大宰府
にわくるはきしは東大寺小戒壇と
なる天子以下菩薩戒をうけ給き是の
別東大寺に授戒とわす事いふも
さくしは佛をまじへてはくしは
いふありしきやうなればくしは
まじへるなりと

四月

壬辰

戒院御

中毛日也江次第第六齋院
御襖點地上云ナリ

更衣

一日

各書抄

考ふ衣久うんか又中取らる御衣を
ぞく掃部寮あらしむ御厨の帳
形よりりくすし小胡粉にて絵とか
を壁代にれてのす御衣を
なすきとすし御衣の
御衣をすしはあやる御衣を
海内を察しりたぐす御衣を
女房かみさ
あわかせりきぬも衣久らひひ

平座前一日可待蘇會
由被御下借月工御著
伏座令藏人奉可踏社
臣酒由見江次第

平座よりゆゆる

辛一 貢物

水の河四月一日より九月月書

てまらる事乃むい行るしむ振る

平座のぬ

辛二 大神祭 乙卯日

是日卯日小形りさき

三おくら申のよあさく

の原持

法日使

○舊事紀四

大己貴神乘天羽車大
驚而資妻妾而下行於
新津縣取大陶祇女子
活玉依姬爲妻

夕小まのちうあをら大神とは大に福乃

神介り大物主乃神乃御事か

とアを強ひ

玉依姫とわふ女のもしく

の翁給をら何あか人

乃女懐姫小乃ひく父母

非人の常小き

かこ徳日の人ね

らあ

あふ又母を

ヘニクリテ ○舊事紀綱
麻作線云云

第淳山吉野山 ○此吉
野山天和古野山非
後世第淳第ヲヨリト讀
淳ヲト讀アヤニリテ舊
事紀經第淳山ト云フ一
本六八吉野山書ナリ
ソレヲ又後人經第淳山
八吉野山ト連書ナリ
第淳和泉國ニリ活玉
依姬八第淳人也

ソイテワケニテニワケナリ
○舊事紀見其線遺ス
有三紫
三輪山ト申名 ○三紫
實異ニヨリテ見室山ヲ
三輪ト云ト也

秘荷 神名帳曰山城
國紀伊郡秘荷神社三
座
或説云保食神稚産靈
神大尾貴命

和銅
元明天皇年號

布とていし紙をとりて針と付く如く
しつらていしつくひたつ法神人れまは
るるんいさここれ針とてまてまて
りまはる小ほけしとあしあはる女
と一へのまきしとてはつあはる
みまけしと鑄り宛りしとまらと茶
淳山吉野山とて見室山よとまら
まらしつあしとてまらと大物と神と
まらしつあしとてまらとまらと
まらしつあしとてまらとまらと
まらしつあしとてまらとまらと

此事舊事云紀小見多ゆ一處う小
ほくゆらとれくもみかたれゆら事
せんは今更なちやうとれとり
かたくて一筆あしとゆらとを
紫の自親のゆらとゆらとまらと

三三 編考 同日

三三 秘荷社建立の縁記又まらりれ
と不見しとゆらとゆらとゆらと
と不見しとゆらとゆらとゆらと

或説云元年二月十一日戊戌初現伊奈利山三箇峯
説和銅中ゆらとゆらとゆらと伊奈利山
光俊朝臣歌云キヨキヤ今初キニヒキ秘荷杉モトツ葉モナレキ
ゆらとゆらとゆらとゆらとゆらとゆらと

東寺 凡八卷 果實撰

○東寶記第一或記云

桓武天皇御宇延暦辛

申於山城國被立平安

京之時本者山背國也

山城而前十二年改

於羅城門之左東寺

左大手西寺号右大寺

羅城門之左元在山城

國分寺以其跡建立大

伽藍而号左大寺云云

綱之老老弘法大師

伊奈利明神東寺勸

請時老翁現稱之

テ來リ給フ此ヨリ伊奈利

獨荷ト書ト云心也

法東寺門前七福八老翁

前八東寺乃總守小勸

之九後十乃十一也十二

山科十三乃十四也十五

山科十六乃十七也十八

山科十九乃二十也二十一

山科二十二乃二十三也二十四

山科二十五乃二十六也二十七

山科二十八乃二十九也三十

山科三十一乃三十二也三十三

山科三十四乃三十五也三十六

山科三十七乃三十八也三十九

山科四十乃四十一也四十二

山科四十三乃四十四也四十五

山科四十六乃四十七也四十八

山科四十九乃五十也五十一

山科五十二乃五十三也五十四

山科五十五乃五十六也五十七

山科五十八乃五十九也六十

山科六十一乃六十二也六十三

○江次第云外記進見

參文上御見畢召近衛

府將監給之云云大藏

省積神

○又云使殿上五位依

迎奉仕之

○又云春各五人御馬

左右各

五足

○左右隔羊動之左舞

參人階從各十人御馬

是

第一御殿源氏

十二社次第云平野第

一今水神日本武尊

家氏神第二久度神仲

天皇平家氏神第三

右關神仁德天皇高階

氏神第四比賣神天照

大神大江氏神第五

神天穗日命四姓氏神

伊原氏清源氏

菅原氏秋篠氏

桓武天皇

延應心延神結延乃延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

乃延也延也延也延

山科六十一乃六十二也六十三

山科六十四乃六十五也六十六

山科六十七乃六十八也六十九

山科七十乃七十一也七十二

山科七十三乃七十四也七十五

山科七十六乃七十七也七十八

山科七十九乃八十也八十一

山科八十二乃八十三也八十四

山科八十五乃八十六也八十七

山科八十八乃八十九也九十

山科九十一乃九十二也九十三

山科九十四乃九十五也九十六

山科九十七乃九十八也九十九

山科一百乃一百一也一百二

山科一百三乃一百四也一百五

大山咋神御事也

事本紀第四大年神娶
天知迦流美豆姬為妻
生大山咋神此神者坐
近淡海比叡山亦坐葛
野郡松尾用鳴鏑神者
也

社本○今トモト云小

社了此歟不詳

當麻○開化天皇皇子
參坐王當麻君等祖
事○用明天皇皇子麻
呂子皇子當麻公之先
也見日本紀

當麻社今國府摠社

○世俗淺深秘抄下卷

云寬平法皇御外祖母
氏神在河內國所謂當
麻社也仍自仁和五年
撰祭之或說曰實御母
儀守野親王女班子女
王云

當麻氏新撰姓氏錄當

麻氏出自後廣德帝
四世孫山陽公之後也

○神名帳山咋

郡梅宮坐神四社

酒解神 大山祇神

大若子 瓊々杵尊

小若子 彥火 出見神

酒解子 不花開耶姬

○陽成天皇

六十六 松尾系

詳見江次第六

同日

今案亂世以來上西日也神
事延引之故歟

此系も貞觀年中小く一傳る人等を以て

小奈の都理とて一人く一傳る神也と建

立しつらとて大山咋神は神事なるは

山乃神と因祈してきし一傳る

六十七 松尾系

同日

河内國一傳る神社なり平日使し河内

私久年曾小奈いし一傳る

六十八 當麻系

同日

又和國一傳る神社なり平日使し河

六十九 當麻系

二酉日

是の河内國よはる神社なり平日使し河

松平當麻の禰ちて此系も獨り使ぬ社乃

系神とて先小下向とて字多御門乃河外社

又の當麻氏より系しとて仁和六年正月

りし系神とて先小下向とて字多御門乃河外社

七十 梅尾系

同日

系和乃比より此系なり一傳る

毎年の事なり成しりをれしりあり

りし時もなり又とてなりしりあり

卷六位一帖
 ○西域記第五劫比羅
 伐室堵國蓋曰迦羅衛
 國訖也中印度境
 次東萃堵波無憂王所
 建二龍浴太子處也若
 修生已不扶而行於四
 方各七步而自言曰天
 上天下惟我獨尊今茲
 而往生分已盡隨足所
 踏出大道華二龍踊出
 住虛空中而各吐水
 令一懷以浴太子

○神宮雜例集嘉應二
 年解云於神御衣勤者
 掛與天照坐皇大神御
 坐天原之時以神部等
 遺祖天御神命爲司以
 八千千姫爲織女奉織
 之間御垂迹之後于於
 其勤誠以嚴重無變也
 數和衣ヲ敷和衣上凡
 本ヨ義解ニ麻績連等
 績麻以織敷和衣云
 敷和者宇都波多也

公卿次第... 佛生舍... 釋迦如來... 大方等大集月藏經卷第五以精進故居兜率天宮觀其特節捨彼宮殿正知
 了了而入母胎以精進故於藍毘尼林從母右脇安隱而出以精進故行七步
 已震動大地及諸山海以精進故受彼難陀及婆難陀龍王兄弟清淨洗浴
 於時三龍下... 何
 何身奉... 軍... 十四日

神部... 氏人... 日者... 長久... 國宗... 同宗

公卿次第

三番

○續草菴集宗雅
ノミハ神ト君トノモロカ
モロコニシカケテニエリ
モト出ニ春ノ二葉其一二
夏モシケラヌアヲニ草哉

二ノ神祭也

○一ノ字下社字ア奈與

御祖○神名帳曰山城

國愛宕郡賀茂御祖神

社二座

或神書曰健律之身命

伊賀古屋姫命

玉依姬○河合社也

河合ヲカハトヨム又タスト

モヨ鳥居西向立タラ

タスノ木林上ニモ此社森也

御祖河合與之ニ大社也

此下賀茂也今俗此タ

又上云訛也下賀茂鴨守ラ

書後世ノ也

○三ノ山○無名抄云石

川瀬見小川賀茂河實

名也

○山城國風土記云賀

茂建身命云葛野河

與賀茂河所會至坐廻

見賀茂川而言雖狹小

然石川清川在仍名曰

石川瀬見小川

○祭ノ神生上テ別雷

生ニス日也下ニ實ハ申日

カ神生ニ西月神生ラ

祝フ儀也

後成歌

○別雷命是也○神名帳

曰山城國愛宕郡賀茂

別雷神社亦名若雷

別雷神社亦名若雷

よて堅固のりて城作すと高目此使はと
 傍乃中少おつとし昔夢ははけゆり
 子んくわあひ桂乃髪とくゆて笑
今日
 廣松尾志社司まゝ志目よりあはるんき
 前へくくまらふ家欽明天皇此御宇
 つまこ法系いまも一浦ら下鴨志沖絶上
 賀茂別雷之社神系をりて法御祖は
 玉依姫とてと賀茂建身命をいひしめ
此ヨリ以下別雷命神生下山城國風土記賀茂縁起出タリ
 也あつ用せられ小川此河らふあをひを
 賀茂川より丹塗乃夫一とあつられり

玉依姫と法夫ととりて我家乃産孫よこ
 一いそ母とそれららまゝ経なくりみ
 男子とらひ結きともあそんもあつこ
葛野河賀茂河會所ハ主殿村也上鳥羽小枝橋西ニ
 つまあわあつらり酒をりてせい
 浦か思ふまゝとりてせんららあつら
 とらへちんれらごそのまはあつら
 空りうけく家れ産孫神神をり
 て我の夫神の神子なりとてまこと
 してぞのちりあつら別雷神命をり
 い浦を丹塗乃夫の松尾乃夫の神と後河

法成寺と若田社と須賀のふら路ひし車
奥福ちし春日社とに甲ひし坊屋を
せらとそらけしるり

十一 駒亭 廿八日

こ終の四月小坊ち車より八月志も家
かきとまんと心いれ利志皇武徳殿
まよとまのし下麻子小坊くたなれ沖監
沖馬法養ととら馬以庭ふりての沖
と引渡と白も志帝會れしし一ま備
無備野村を南よるり西村騎射は之と

御監 御統馬 監牧之意

奏と左右大おられと奏少も色傍少持
富長ゆとふ人おはす極と奏す衣を傍
細藤利物たとそらけし雅樂寮菴芳報
的取以奏しと世駒亭の奉月乃騎射の馬射
手人なりととまし沖後とと海寺
かりの自歌の法よりしと名く歌小月
法成寺女七日なり延長中子の六月三日
駒列ありとみくた利

八十二 新日表系 四日

二條院羊号
永曆元年十月十六日好白川院日表時

新日吉 今智積院北隣
豊國妙法院 古法住
寺殿也
東南也
諸神記 外記番記

云永曆元年十月十六日庚申後白川上皇被渡日吉御體於東山新宮

○幸川一坐大神御子神社 一阿波神社 俱幸川社也

○古事記中卷云垂仁天皇之子大津日子命者三枝之別等祖也
○姓氏錄十七三枝部連 天津參根命十四世孫達已臣命之後也
顯宗天皇御世諸氏賜饗醮于時宮庭有三枝草獻之因賜姓三枝部連

○顯照法師云三枝カ又多キ也彼草未廣ハイ

ハヒニヨス

○古事記中卷云伊須氣余理比賣命之家在狹井河之上天皇幸行其伊須氣余理比賣之許一宿御寢坐也其河謂佐井由者於其河邊山由理草多在故取其山由理草之名号佐草河也山由理草之本名云佐草也○此天皇神倭伊波礼毗古命也

伊勢と東山乃新文よりうりてうりて
是くも新日吉より色保二年四月廿日
てみあり

全三 三枝祭

大和國添上郡幸川阿波神社と云は是カ
集解 大神族類之神也 幸川下引之
○神祇令三枝祭 義解謂幸川社祭也

二月乃幸川此祭と云うりて
三枝部連
拾芥中末四月撰吉日事三枝祭一
終の先をくく月此祭よりゆる幸川

祭にお大臣是公乃建立てて
今幸幸川三枝別社也幸川社南有三枝御子社諸神記云件社右大臣是公建立也因故南家苗裔行此祭

是公れ大臣は渡海をれ
今幸幸川社と云うりて是公れより
て建立小いなるうりて
よりも有けり神社也是公乃再興
きりて建立をりて
三枝と云うりて

南家始祖武智味孫
今義解

三枝と云うりて
三枝と云うりて
三枝と云うりて

懸命總則按人命云

最此物之謂歟

三色糸一荆楚歲時

記云以五色絲纏繫臂者

曰辟兵令人不病瘟

○事物紀原九端午端

初也

○珊瑚鈎詩話二端五

之号同於重九後世以

五字爲午則誤矣

高辛氏惡子一○本

據夕方十二

屈原力涓羅一○此

說

○事物紀原云糴一名

角黍風土記日以菰葉

裹粘米以栗棗灰汁煮

之令熟節日啖取陰陽

尚包裹之象一日因屈

原也齊諧記曰原以五

月五日投汨羅楚人哀

之每至此日以筒貯米

爲今市俗置米於新竹

筒中蒸食之謂之裝筒

○遺事亦曰筒糴齊諧云自

今世之青五日作糴涓羅之

遺風也異苑詳錄屈原婦所作

○河海抄云左近馬場

一條西洞院右近馬場

一條大宮也

公事相源中

ひまゆゑといふは唯た天皇の御宇に

も下油の合はしていらたふの或や

五月五日節

くよらま記と合事とを若ら幸氏の悪子

五月五日小舟小舟と海をりり一時暴

風織小舟と浪ふたのときらつ水糸と成

常一人とやまらあつ人あつたを

てらゆきとして海平みけげのうは

大色乃蛟結しとねかをれうのあつと

人けりやまらびにふりあつた

どとどつてえらりまらるる

ち原と魚腹小舟とと紫一時をん

拍りらどもり

五月三日いさふ乃志子法四日右近乃志子

法五日右近乃志子法六日右近乃志子

けり考いさふ乃志子法四日右近乃志子

事ゆりや射りらどもり

かきら事也

今八家野合文条 九日

歌書ニテラリク日トモ

手番

名目抄

馬場騎射

五月三日いさふ乃志子法四日右近乃志子

法五日右近乃志子法六日右近乃志子

けり考いさふ乃志子法四日右近乃志子

事ゆりや射りらどもり

かきら事也

今八家野合文条 九日

歌書ニテラリク日トモ

手番

名目抄

○諸神記云正曆五年
六月廿七日被安置渡
禊於船岡山長保三年
五月九日被遷坐疫神
於紫野京師來庶行御
靈會被遷此所依靈夢
之告也

○又云神殿三宇瑞垣
等木工寮修理職所造
舖也又御輿内匠寮造
也

世中廿六日夕○發心集

第四云京三人多クヤ
世中サカシ多クヤ
○徒然草主上之御惱大
カク世中ノサガキ時ハ五
奈天神華ヲカケ也

二夜に夜痛む心辨りて心席之長保三年
天下の河川なりしはりし時二法神社
まのり致有原長結之音と詠ありたり
まるとわうれおは拾遺小傳とて
應徳三年 中納言通俊卿撰

藤原長純

於上卷二藤原長能伊勢守倫寧男伊賀守從五位上

白妙のまよひくらげのさくららさくららさくらら
しつとまよひ法野小 今もあはれあはれ
まゝ一國がまよひ都小御一御さくらら
此等或人云く法中さくららさくらら
と舟屋のまよひ今もまよひとて法神とて
何れも神とてまよひのまよひとて法神とて

今九有無日

廿六日

毛村とて皇代沖國忌なりと云
なりしなりとてなりしなりとて
まよひも改むなりとてなりとて
とわれの儀小改事なりとてなりとて
法神なりとてなりとて

寂勝傳

まよひのまよひとてなりとてなりとて
まよひのまよひとてなりとてなりとて
まよひのまよひとてなりとてなりとて

園城寺 二并寺也

○月令に孟夏之月漸薄
刑決小罪出輕繫

○神代卷上云諸神歸
素盞鳥尊少千座置戸

罪過於素盞鳥尊而利
之以千座置戸遂促微
矣私記座首置物之名
言千座置積物也戸
積置物便為其戸令罪
人出其中故曰置戸
○江次第抄今案御帳
間為大床子間也

車行り元明天皇法御宇和銅よりりつ

まら月令れ今文よりは孟夏八月より

しとみくすれと四月の御帳よりて律事

いとみくすは五月子よりり

六月

御贖物

是は一日より八日までありら

まのち御贖物してまよふゆのり

けと括あくとよふりりりり

あちて御いさを入ふた弘仁

御薬乃車おしてりりりりり

まのち素盞鳥尊れ和座置戸

りりりりりりりりりりり

徳忌火御帳 同日

内膳司よりりりりりりりり

供よとあも累初天の御帳よりり

馬火とい火をのせりりりりり

を不降乃火といりりりりり

次神令食を御律をを合りりり

りりりりりりりりりりり

文選七命註竹葉酒也
本草綱目二十五竹葉酒治諸風熱病
清心暢意淡竹葉煎
汁如常醱酒飲

百濟人ワタリテツルハシ
古事記中卷品他和
氣命坐額島之明宮治
天下云知釀酒人名仁
番亦名須々許理等參
渡來也故是須々許理
釀大御酒以獻云云

ヤシヲソリ酒のハ醱酒
ト書ハ度醱ヲカス酒也
酒氣ノ烈世ニ為也此酒ヲ
八岐大蛇ニテテ醉ニテ斬
殺シ稻田姫難ヲ免シメ
玉ハリ神代卷ニ詳也

○五月 小 廿七日 延暦寺
六月會始 七ヶ日 見古曆
○元亨釋書第一 釋家
澄世姓 三津氏 近州 滋
賀郡人也 云弘仁十有
三年春二月賜宸書傳
燈大法師位記 夏六月
四日於中道院 右賜而
寂年五十有六 云貞觀
八年秋七月敕 益傳 放
大師

○古語拾遺云至下難
波長柄 壹前朝白鳳四

供醱酒

同日

一 櫻さけとんまきよはくまはわらわは供
かり一 櫻とくさつる竹葉乃酒るれ一 櫻
酒とくさかり又いこざりちも或又おけり
昔の口中お未と嚙て宿とるく酒お能
るやこ法酒の遠酒司きさより七月廿日
まで日毎うしを命なり夜神一天皇を
時よりつりまおさるそ酒とほふ事
まいぬる酒乃人とりてはくす
めそのさよりさる酒とのお抱

と人ゆまると神代ノ一 未さる酒乃稲田
姫れさめ大地とく酒され一 時ハ一
お酒を作つる事神代よりを命さる
の酒の事神代よりを命さる
九十六 延暦寺六月會 四日

是の傳者大所お目也勅使登山を命
延暦寺の延暦年中つりてはくす
手号お付くこ名名残え

御饗下

十日

神祇宿友人一りりお友おこりて
根本書神代卷之

季以小花下齋部首作
賀斯拜神官頭分神祇

今掌教王族官内禮儀
婚姻上盛事夏冬二季

御下之式始起此時
○此御上通上也朝野

羣載第六御體御上
奏狀アリ

○式二月又祭 奠幣
宋上神二百四座並大

○上卿着北廳座

木綿言基本紀云木綿
謂以裁木白和幣名

就木綿天神七代地神
五代神人等著木皮藤

綿縁也潔齋之日清淨
之祭服是其縁也

○御巫廻見幣物三人
出自西屋始自伊勢三

百餘所

神今食○日本紀私記
云古者謂木爲介故今

云神今食者古謂之神
今未矣必以木爲喻者

シヨクシヨク

○拾芥中末云中中和院
内裏西号中院神喜殿

奉 祭社稷神所

とらうふとらうまし守りて内侍おはさ
て奉りし是のまじ流玉貯りし神つ志

三わらわし事とらうらうし奉りし義なり

白鳳鳳當作雅四子小川免く約し

六月十二月兩月必行ル 神事故く上每月十三日三六

十一月

○終は先神今食のあし神祇宿徳水門の

内東表換小表く信非相全齋とら

如次小庭小津わく事と約始神祇也友

掌祝詞とら祝師祝カ庭一はく奉

及人小庭本綿とつをらりし約増下性

薦座小とらく神巫幣物をらる欲あり

ら獲ハ六月十二月小二層徳社へ神幣とら

勢給小事也弘仁年中小此事りし南家

神今食 同日

神祇今載之タ弘仁以前ヨリ是事也

御神事ハ一日よりりし成割小約

幸乃先大忌表神湯とらとらトありあ

ららとら陣小表く辨とらとらとら諸司れ

白とらとら小忌神幣を供むとらとらた

清くとりとらとらとらとらとら少細云

後醍醐年中行事、辨字アリ

蓮花の御即位和字記
云被花大キノ花分多金
ニテ打テ御輿之上スヘラル
是ハ御神事時ノ行幸
スル御輿也

神喜殿

拾芥中末神喜殿中
和院正殿

時ヲ申ス

年中行事ニ支一トナリ

圖司○江次第抄ニ關

司掌官閣管鑿及出納
之事故開門之後分居
左右監護羣官之出入
也

打掃官方枕○延喜式

第三十八掃部寮式

西廻官人ニ下掃部已
上、下食人十人持御座
等物、自大嘗拜宮北門入
鋪白端御幣十一枚布
端御坂枕一枚於盛紀
正殿中央又設打掃布
一條納掃
又坂枕一枚長二尺五
寸廣三尺
料編薦一枚生絲一兩
長功一人以半中功一
人大半短功二人坂枕
薦枕日本記武烈紀
私記云師說古以薦爲
枕

司花人もこれきる人ハ約幸の対御輿

江次第云有行幸時於中和院行無行幸時於神祇官後行

白木大床于立御座白縁也ナリ

約幸ありて神喜殿凡大床子ハ神座小

つら粉給小御座後案女厨をり内侍

髪おげて神殿小あり之履具と供と

こ終らるるこたねをたははるる殿内

あは陣を引開の園司をといてこつら

神殿中も亦小はるるなりハ右左をり中

おとろく一人とてみてのりをねきりち

とと解こく南に戸をかた右法帳かこる

あつらひる箱さう枕八重篋のしとこつら

儀雜少細云外記使次第より是と供と也

へとり入あまはのちをらんのちとあは神座と

志是南枕ふしとく先一丈二尺法してこ

ふふ六尺のつらみ四でう枕乃しこ二帳う

あり其ふふ九尺此中七作しとこ一八重

つらこしとくを九尺志中一作といしと

おきいてしとくを九尺志中一作といしと

この枕ハ八重をりしと下小枕しとく

侍りて神座とすは八重をりしと

をの神を...
榊

皆知らず...
榊

入神の...
榊

は...
榊

...
榊

人...
榊

...
榊

酒...
榊

御...
榊

...
榊

百黑御酒。○永享二年十一月康富記云醴齊也白者自其色也黑者上聊振鳥麻粉。モトカハ。○古今第十七。雜司上。イソノカニフルカラソノモトガハモトノ心ハソスラレナクニ

抄云モトカハトハ又...
スキカ...
以シ残リテ...
○一條家相傳十二合
文書内太宰納大嘗會
神廳

ナラシ。○日本紀持統天皇紀...
皇紀...
ルトヨメリ...
康富記
○神膳 寅一刻供之 酉一刻撤之

下と二度あり大...
當作寅

義小同...
廿ノ
一割也

...
一割也

...
一割也

...
一割也

...
一割也

...
一割也

...
一割也

...
一割也

...
一割也

...
一割也

八事根原中

三

天祿元六十四始御靈
會自今幸行也

○峯相記播磨廣峰より
ウツタリトアリ

○南海上ハ琉球國ノ之靈

○蘇民將來巨且將來
琉球人ニシテ今越來親
方ナト云名ヲ付ナリ

○牛頭天土蘇民將來
等事 蘇民内傳ニモ載

タリ備後國風土記ヲ出
タル事トハ古ヨリ言傳々
ト事トキコヘリ

直指秘傳抄第十三神
代外録曰フサヲ尊根

國ニクアリモノ時雨ニテ風
ニフカレ辛苦ナクヤリテ

宿ヲ諸神ニカリタニトモ
諸神ニカサス時ニクワノ

國ニ蘇民將來巨且將來

トイヘル兄弟ノ者アリ
蘇民家貧ケレトモ心情愛

惠也巨且家富ケレトモ
心情不仁也素多嗚呼尊

先宿ヲ巨且カリモヘリ
巨且カレ奉ラス蘇民ニ

カリタニヒレカハカニ奉リ
且又奉養饗養其分ノ

及所ヲ盡リモ是嗚呼尊
此ツイワヨロコヲハシシイ

カニシテカ恩ヲ謝セトス
シメス時其夜アハハノ國

リ暴疫患來リテ國民ヲ
ホコホコトス尊豫其軍

ニロシメシテ蘇民ニ告グク
ニク此夜此所ニ惡神來ル

ヘシフレン者ハ敗ス我其
禍ヲ除ク方ヲ知り汝等及

家内ノ者等ヲ輪廻帶
シ然ラハ禍染著者ニ不能

...

御説ニナリ一祇園志社自記十一子小就言

根元抄云菴常住寺十禪師圓如大法師依神託貞觀十八年奉移山城國愛宕

郡八坂鄉樹下其後昭宣公感威驗壞運臺宇建立精舎

元寶十二年觀八年七月十三日卯夜播磨國無位正長蓋馬神從五位下

思シテありて山城國小川ノ一奉つる一也

素多為馬号カニ奉部トシテ牛頭天白皇女武塔

天神ともイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

子トイハレる者武塔ニ社南海ノ女

蘇民命ニシタカフ其夜ハタ
シテ暴風トアリヌ明朝其
所ノ人民悉ク病惱シテ
或死或病キ尊又蘇民
告テク冬ノ後世疫氣流
行セトキ汝方子孫家門
題テ蘇民將來子孫病
書ニ只茅輪ヲ門楣ニ
懸ヘシ然ラ公疫氣ノ禍ヲ
ニヌカレト世俗今門額
蘇民將來子孫處ト書
ハ此故事也

○諸神根元抄云天延
二六十五始被奉走馬
勅樂東遊御幣等使左
少將藤原兼左右御馬
有五疋左右近官人供
奉東遊歌云神風ノ八坂
ノ里ト云ヨリ夕君ノ千歳
計始ル此後中絶崇徳
天治以後毎年相續

ありとれしよしとくの後疫癘天下小
なるん時ハ蘇民將來子孫承りといひ
く茅丸猫とくけいこ性災難減のつま毎こ
のつしきくも又祇園乃縁記小のきて
のつく又武塔と祇園いよ油湯雜籠ま
女と后とくして八王子とく然り八島四子
女十回祇園眷房ありといひり沖雲會乃侍

四条京極とて粟乃沖級と奉らハ蘇民將
來乃連孫とて承り

百二 祇園陰時祭 十五日

沖襖とて儀儀大くハ平野小むり

五崇徳院

ひ殿と女佐束極とて承り此堂と承り天保
元年六月より

高圓融院

初樂介とありと延三年乃馬好
奇小い

神代卷云八坂瓊之五百箇御統纂疏八坂出玉之地
祇園代志八坂儀さくくしり
君と子年

天武天皇御時

高天原

同日

○日本紀天武天皇五年八月辛亥詔曰四方爲大辟除用物則國別國邊輸被柱馬一匹布一常以外郡司各一一口鹿皮一張鑿一ロ刀子一口鎌一口矢一具稻一束且每戸麻一條此事始上見ハ神武天皇ノ御時天罪國罪ノ際ニシテ神功皇后ノ御時國之大被リ六月十二月ノ大被リハ神祇令延喜式載リ

三ノ條此歌作者不知古今六帖第一載之

大りくもりの六百官くくくは朱菴のり
あひかりて被と志信なりなり六月十二日
くくくくく武天皇の御時くくくくく
解除の觸羅かすは河もあは神事
初時は信河くも常くくあきくくくは被
六百官くくくあひかりて被とくくくなり
ゆくくく家くくく痛くくく事くくく
くく月たかくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくく
大神官年中行事云々

ナシ園大曆延文二年卷ニ云ナシト云ハナシト云心歎鬼ヲ云ハナシ也

思之

此歌ハ和泉式部歌也

後拾遺和歌集第二十神祇水無月くくくへとよ

和泉式部

あひかりて被と志信なりなり六月十二日
くくくくく武天皇の御時くくくくく
解除の觸羅かすは河もあは神事
初時は信河くも常くくあきくくくは被
六百官くくくあひかりて被とくくくなり
ゆくくく家くくく痛くくく事くくく
くく月たかくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくく
大神官年中行事云々

此歌はとくくくくくくくくくくく
法性寺園日記には

思ふ事くくくくくくくくくくく

きりりりりりりりりりりりりりりりり

切麻事也江次第云神祇官頒切麻
くくくくくくくくくくくくくくく

